

議案第 88 号

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例

川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年川崎市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 施設利用料(2)個人利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 個人利用料

	区 分		基 本 料 金		超 過 料 金	
	温 水 プ ール	堤根余熱 利用市民 施設	15歳以上の者	1人1回 1時間まで	220円	超過時間 30分までご とに
3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)			50円		25円	
王禅寺余 熱利用市 民施設		15歳以上の者	1人1回 1時間まで	330円	超過時間 30分までご とに	165円
		3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)		110円		55円
ト レ ー ニ ン グ ル ーム	王禅寺余 熱利用市 民施設	20歳以上の者	1人1回 3時間まで	330円	超過時間 1時間まで ごとに	110円
		15歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生		110円		35円

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

王禅寺余熱利用市民施設のトレーニングルームの利用を時間制とするため、この条例を制定するものである。